新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（総則）第４版

令和4年8月16日
主催：東北学生ハンドボール連盟

１　基本方針

本ガイドラインは、（公財）日本スポーツ協会が作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び『「新型コロナウイルス感染症状況下での安全なハンドボール競技活動について」（令和４年５月改訂）　～選手・スタッフ・関係団体のためのガイドライン～（第４版）』を基に、東北学生ハンドボール連盟が主催および主管する各種大会等に関するリーグ戦等開催の指針として作成されたものです。加盟各大学においては、本ガイドラインや各大学が示す感染予防対策を徹底し、安全な大会運営等への協力をお願いします。

また、本ガイドラインは、前述各ガイドラインとともに、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会における提言等を踏まえ、現段階における知見等に基づき検討されたものであることから、今後、変更の可能性があることについてご留意ください。

２　大会等開催条件

本連盟が主催および主管する大会については、次の条件が整うことを開催の条件とする。

1) 開催地域が緊急事態宣言の対象地域になっていないこと
2) 開催地域に外出制限がかけられていないこと
   ※但し、開催地域の自治体等が開催を認めない、または、自粛要請を申し出た場合はその限りではない。

３　大会開催時の感染予防対策

本連盟及び参加者については、以下の事項について遵守し、感染予防対策を徹底すること。また、大会等の実施に当たっては、開催地域の自治体の方針に従うこと。

（1）本連盟の遵守すべき事項

1) 感染症予防策についての周知徹底
   a) 参加者の感染予防のために実施すべき事項等について、あらかじめ整理し、適切な場所（会場の受付場所やトイレ、更衣室等）に掲示すること
   b) 各遵守事項について、定期的に会場内を巡回し確認すること
   c) 一定時間当たりの会場内滞在者数について（密集回避）検討し、事前に参加

チームに伝えること

d) 受付、ミーティング方法等（密接回避）について、参加チームに伝えること

2) 関係組織および会場施設との連携

a) 各会場における緊急時の対応計画及び連絡体制を確立しておくこと

b) 各会場における換気方法（密閉回避）を確認しておくこと

3) 感染症予防のための必要物品の確保、設置

a) 必要な衛生用品（手指消毒薬、石鹸等）を準備し、適切な場所に設置すること

4) 感染症予防のための厳格な対応

a) 健康チェック未実施の参加者（選手・スタッフ等）の参加は認めないこと

5) 会場施設に応じた感染症予防策の実施

a) 会場内での接触を避けるため、通行方法等のゾーニングを検討すること

b) 入場管理を徹底できるよう、受付以外の出入口は設けないこと

c) 体調不良者が出た場合の部屋、使用するトイレを想定しておくこと

6) 健康チェックシートの保管

a) 大会中、大会後に感染が判明した場合に備え、大会当日書面により提出させた関係者の健康状態（健康チェックシート）について、大会終了後1か月間は保存しておくこと

（2）参加者（選手・スタッフ等）の遵守すべき事項

1) 大会への参加について

a) 選手およびスタッフの大会参加については、本人及び当該大学の同意があること

b) 大会参加前からの健康チェックを適切に実施し、下記　4　選手・スタッフ等の参加制限について、の各項目に該当しないこと

2) 大会前の健康チェックについて

a) 各チームにおける初戦前日を1日前として、10日前から大会終了まで毎日健康チェックを実施し、各自記録をすること

b) 健康チェックシートは、指定した様式を使用すること。

3) 感染症予防の行動について

a) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること

b) 常時マスクを着用すること（競技者以外は、可能な限りマスクを着用すること）

c) 他の参加者、スタッフ等との適切な距離（最低1m以上）を確保すること

d) 会場内での不必要な会話、応援等を慎むこと

e) 飲食について

i)　ペットボトル等の飲み回しはしないこと

ii)　飲食の際は対面を避け、会話はしないこと

f)　ゴミは各チームの責任においてすべて持ち帰ること

4)　各会場施設管理者が定めた感染防止対策措置について遵守すること

5)　感染者発生時の報告について

a)　大会終了後7日以内に感染が確認された場合は、東北学連事務局に陽性者発生報告と濃厚接触者の有無等について速やかに報告すること

6)　新型コロナウィルス接触確認アプリ（COCOA）をスマートフォンにインストールすること。

Google Play　　App Store

7)　その他、主催者が定めた感染防止のための遵守事項、指示に従うこと

（3）会場への移動方法等

1)　移動は、個人の車や大学ごとにバスで移動することを推奨する。（ただし、移動中の事故等のトラブルについては、当連盟は一切の責任を負わないため、各自において自動車保険等への加入をしておくこと）

2)　公共交通機関を利用する際は、少人数で移動し、マスクを着用するとともに会話を控えること

4　選手・スタッフ等の参加制限について

以下の事項に該当する場合は、選手・スタッフ等の大会参加を見合わせること。

1)　本人の健康状態がすぐれない場合　（平熱より1度以上高い発熱、咳、咽頭痛などの風邪症状、味覚異常がある等）

2)　同居家族や身近な知人等に感染が疑われる（※1）方がいる場合

3)　海外から帰国し、国の指示を受けた待機期間が終了していない場合

4)　陽性者の濃厚接触者（※2）となり、健康観察期間が終了していない場合

5)　その他、主催者が参加を見合わせることが適切であると判断した場合

５　選手・スタッフ等に陽性が確認された際の考え方について

選手・スタッフ等に陽性者が確認されたことを以って、直ちにチーム全体の参加制限を行うのではなく、陽性者及び濃厚接触者となった選手・スタッフ等への適切な対応に留めるものとする。

（1）参加条件について

大会前に選手・スタッフ等に陽性が確認された場合は、特別な場合（※3）を除き、以下のとおりとする。

1) 参加予定選手・スタッフ等が陽性者となった場合は、参加前日までに、厚生労働省及び所管保健所の指示による療養期間（下記注1）が解除されていること。

注1　状況ごとの療養期間

- 【症状がある場合】発症日＝症状が出現した日から、10日以上かつ症状軽快後72時間経過後（または症状軽快後24時間以上空けて2回PCR等の検査を行い、陰性だった場合）に療養解除となります。
- 【症状がない場合】検体採取日から7日経過後に療養解除となります。
- 【無症状者が途中症状が出た場合】当初無症状の人であっても、途中で症状が出現してしまったら、発症から10日間は感染性があるとされているため、発症日が起算日になります。

2) 参加予定選手・スタッフ等が陽性者の濃厚接触者（又は特定される可能性がある）となった場合は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とする（注2）が、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から参加可能とする。

注2　ただし、当該同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の同居者が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該感染者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

3) チーム全体で参加を見合わせるケースとは、選手・スタッフ等に陽性者が確認され、感染を拡大される恐れがある場合とする。なお、感染を拡大される恐れのある期間（活動自粛期間）とは、陽性者確認日から3日間とし、以降、同一チーム内で感染者が確認される毎に2日を追加した日数とする。

4) 上記1)から3)のケースが生じた場合、検査、濃厚接触者の特定、健康観察期間の確認等に係る対応は、当該チーム責任者が行い、その内容を東北学連事務局に遅滞なく報告すること

5) 上記4)のケースにおいて報告を受けた東北学連理事会は、当該チームおよび選手の大会参加の可否について決定し、その内容を遅滞なく当該チーム責任者に報告すること

（2）大会実施当日の対応について

1) 大会当日の会場で、発熱等の症状を訴える者を確認した場合には、すぐに「大会開催県各相談センター等」（※4）やかかりつけ医療機関等に電話などで相談し、対応を決定すること。
2) 上記の場合、本人からの聞き取り等により、当日以下の例のような接触があった者は、会場内諸活動を中断させ、帰宅させること
   接触の例）
   ・当日マスクを着用せず、手の届く距離で会話をした
   ・当日対面して一緒に食事をした
   ・当日マスクを外し会場まで自家用車等に同乗した　など
3) 上記1）によって帰宅した者については、症状が寛解後、抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、翌日以降の参加を認める。
4) 上記2）によって帰宅した者については、その後症状が無ければ、翌日以降の参加を認めるものとする。
5) 各チーム関係者および大会関係者については、大会終了後7日以内に新型コロナウイルス陽性となった選手・スタッフがいた場合、速やかに濃厚接触者の有無等について事務局に報告すること。
6) 選手・スタッフ等に陽性が確認された場合、個人を特定しようとすることやSNS等で誤った情報を発信すること等について厳に慎むこと。また、チーム責任者は、チーム関係者全員にその旨を指導すること。
7) 上記1)から6)については、各チーム責任者が対応をすること。

6 その他

上記のほか、ここに定めがない事項について対応が迫られた場合は、東北学連理事会に諮ることとする、ただし、東北学連理事会に諮るいとまが無い場合は、東北学連理事長の専決処分にて対応することとする。

【参考】

※1　同居の家族や寮などで同室の者に体調不良者がいる等

※2　濃厚接触者とは、陽性者と一定の期間に接触があった人をいいます。一定の期間とは、症状のある陽性者では「発症日の2日前から療養が終了するまでの期間」に、症状のない陽性者では「検体を採取した日の2日前から療養が終了するまでの期間」となります。この期間に、以下の条件のいずれかに当てはまる方が該当します。

- 陽性者と同居している人

- 陽性者と長時間の接触があった人(車内、航空機内等での同乗の場合（航空機内は陽性者の同行家族が原則)を含む。）
- 適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護又は介護していた人
- 陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接触れた可能性が高い人
- マスクなしで陽性者と1m以内で15分以上接触があった場合

ただし、これらはあくまで原則であり、感染状況や各地域の実情に応じて判断されます。
（厚生労働省HPより）

※3　関係者に陽性者が出た場合において、濃厚接触者がいないことが明らかな場合は、孤発例として扱うべきこと等

※4　大会開催県および自らの居住県における、新型コロナ感染症等相談センターの所在確認について事前確認をしておくこと（変更になっている場合もある）

発熱等の症状がある場合

青森県: 新型コロナウイルス感染症コールセンター　0120-12-3801

秋田県: あきた新型コロナ受診相談センター(コールセンター) 018-866-7050

岩手県: 帰国者・接触者相談センター(コールセンター) 019-651-3175

山形県: 受診相談コールセンター　0120-88-0006

宮城県: 受診・相談センター(コールセンター)022-398-9211

福島県: 受診相談センター 0120-567-747